

中央区

ごみゼロ



リーダー

ニュース

第9号

平成29年11月発行

古紙等の持ち去り禁止条例ができました

大阪市では、平成29年4月より古紙・衣類の持ち去り行為等を規制する条例を施行しました。

条例に基づき、資源集団回収活動、コミュニティ回収活動（下記参照）で収集される、また、大阪市が収集すべき「古紙・衣類」を、他者が無断で持ち去る行為等を禁止しています。

さらに、平成29年10月から、古紙・衣類の持ち去り行為等の違反者に対する罰則規定を施行しており、違反者には5万円以下の過料を科します。

本市では市民の皆さまからの目撃情報や情報提供等を活用し、持ち去り行為が多発する場所を重点的に巡視・巡回することにより、持ち去り行為等の発生抑制をはかり、持ち去り行為を発見した場合には指導等を行うことにより持ち去り行為等が行いにくい環境づくりに取り組んでいます。

ご存じですか？「コミュニティ回収」

- 地域コミュニティが原則、小学校区を活動範囲として行う活動です。
- 地域コミュニティが契約した回収業者が、活動範囲の古紙・衣類を収集します。
- 地域には、古紙等を売却した売却益と大阪市からの支援金が収入となります。
- 古紙・衣類の収集は、大阪市から回収業者へ変わりますが、収集曜日や排出場所など、原則変更はありません。

廃棄物減量等推進員研修会のお知らせ

中央区及び浪速区の廃棄物減量等推進員を対象に研修会を実施します。

今回の研修会は、「大阪ごみ減量推進会議」から講師を招き、ごみ減量・3R等に関する講演のほか、第2部として交流会も予定しています。

中央区及び浪速区の廃棄物減量等推進員が一堂に会し、ごみ減量・3Rのあり方について学んだり情報交換・意見交換を行う貴重な機会です。

ぜひ多くの方のご参加をお待ちしております。開催案内は各推進員の皆さまに郵送でご送付させていただきます。

記

- ◆開催日 平成29年12月6日(水) 14時～16時15分(予定)
- ◆会場 大阪市環境局第1・2会議室
(大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階)
- ◆定員 50名
- ◆内容 第1部 講演

第2部 交流会(ごみ減量・3Rの進め方などについて、
テーマごとに小グループで意見交換・情報交換)



《編集・発行》

大阪市環境局中部環境事業センター出張所

大阪市浪速区塩草2-1-1

TEL:06-6567-0750 FAX:06-6567-0721

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

